

政治倫理の確立のための新潟県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第29号

政治倫理の確立のための新潟県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための新潟県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年新潟県規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
第3号様式（第6条関係）		第3号様式（第6条関係）	
(略)		(略)	
所得等報告書		所得等報告書	
(略)		(略)	
分 離 課 税	(略)	分 離 課 税	(略)
	一般株式等の事業 ・譲渡・雑所得		株式等の事業・譲 渡・雑所得
	上場株式等の事業 ・譲渡・雑所得		上場株式等の配当 所得
	上場株式等の利子 ・配当所得		(略)
	(略)		(略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。